

福井県報

第 405 号
令和 8 年
6月16日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

告 示

○河川の区域の指定(335・河川課).....1

訓 令

※福井県吉野瀬川ダム操作規則(11・河川課).....1

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(恐竜博物館).....3

○クリーニング師の研修およびクリーニング所の業務に従事するものに対する講習の指定(医薬食品・衛生課).....5

○大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出(商業・市場開拓課).....6

○土地改良区の役員の退任(2件・坂井農林総合事務所).....7

○土地改良区の役員の就任(2件・同).....8

選挙管理委員会告示

○政治団体の設立の届出(106).....8

○政治団体の届出事項の異動に係る届出(107).....9

○政治団体の解散の届出(108).....10

○資金管理団体の指定の届出(109).....10

○衆議院小選挙区選出議員選挙(福井県各選挙区)における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨(110).....11

告 示

福井県告示第335号

九頭竜川水系に係る一級河川吉野瀬川について、河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項第3号の区域を次のように指定する。

令和8年6月16日

福井県知事 石田 嵩人

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第6条第1項第1号および第2号の区域以外の区域

(「次の図面」は省略し、福井県土木部河川課および福井県丹南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

訓 令

福井県訓令第11号

福井県広野・榎谷・吉野瀬川ダム統合管理事務所

福井県吉野瀬川ダム操作規則を次のように定める。

令和8年6月16日

福井県知事 石田 嵩人

福井県吉野瀬川ダム操作規則

(趣旨)

第1条 この訓令は、福井県吉野瀬川ダム(以下「ダム」という。)の操作について必要な事項を定めるものとする。

(ダムの用途)

第2条 ダムの用途は、洪水による災害の発生の防止または軽減のための洪水調節および流水の正常な機能の維持とする。

(洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量が、毎秒25立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(水位)

第4条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位は、標高99.6メートルとする。

(サーチャージ水位)

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高115.5メートルとする。

(洪水調節等に係る利用)

第7条 洪水調節および洪水に達しない流水の調節（以下「洪水調節等」という。）は、標高99.6メートルから標高115.5メートルまでの範囲内における容量5,700,000立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持に係る利用)

第8条 流水の正常な機能の維持は、標高93.5メートルから標高99.6メートルまでの範囲内における容量1,100,000立方メートルを利用して行うものとする。

(洪水警戒体制)

第9条 福井県広野・榎谷・吉野瀬川ダム統管理事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (1) 福井地方気象台が越前市に降雨に関する注意報または警報を発したとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、洪水の発生が予想される場合として知事が別に定めるものに該当するとき。

(洪水警戒体制時の措置)

第10条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 知事が別に定める関係機関と緊密に連絡を保つこと。
- (2) 継続的に気象および水象の観測ならびにこれらに関する情報の収集を行うこと。
- (3) ダムの予備電源設備の試運転その他洪水調節に関し必要な措置をとること。

(洪水調節等)

第11条 洪水調節等は、水位が常時満水位を超える場合には、ダムの常用洪水吐きからの自然放流および放流管からの放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第12条 前条の規定により洪水調節等を行った後においては、ダムの常用洪水吐きからの自然放流および放流管からの放流により、貯水池の水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第13条 所長は、知事が別に定めるところにより、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(貯留された流水の放流)

第14条 所長は、この訓令に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、ダムに貯留された流水を放流することができる。

- (1) 第19条第1項の規定により、ダム本体、貯水池およびダムに係る施設等（以下「ダム等」という。）の点検または整備を行うため特に必要があるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由がある場合として知事が別に定めるものに該当するとき。

2 前項の規定により放流する場合の放流量の限度は、毎秒6.061立方メートルとす

る。

(放流の原則)

第15条 所長は、放流管からの放流を行う場合においては、知事が別に定めるところにより、当該放流によって下流に急激な水位の変動が生じないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第16条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、別表に定める地点において、それぞれ同表に掲げる水量を確保できるよう、必要な量の流水をダムから放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第17条 所長は、ダムからの放流によって下流における流水の状況に著しい変化を生じると認める場合において、これにより生じる被害を防止するため必要があると認めるときは、知事が別に定めるところにより、放流する時間、放流する量その他放流に関する事項を関係機関に通知するとともに、これらの事項を一般に周知させるために必要な措置を講じなければならない。

(ゲートの操作)

第18条 放流管からの放流を行う場合のゲートの操作については、知事が別に定める。

(計測、点検および整備)

第19条 所長は、ダム等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検および整備を行わなければならない。

2 所長は、知事が別に定めるところにより、前項に規定する計測、点検および整備を行うための基準を定めなければならない。

(観測)

第20条 所長は、ダムの操作に必要な気象および水象の観測を行わなければならない。

2 所長は、知事が別に定めるところにより、前項に規定する観測を行うための基準を定めなければならない。

(記録)

第21条 所長は、第19条第1項の規定による計測、点検および整備を行い、または前条第1項の規定による観測を行ったときは、知事が別に定める事項を記録しなければならない。

(委任)

第22条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年6月16日から施行する。

別表（第16条関係）

地点名	期間	水量（単位 毎秒立方メートル）

ダム地点	1月1日から4月25日まで	0.220
	4月26日から5月10日まで	0.280
	5月11日から9月30日まで	0.272
	10月1日から12月31日まで	0.220
家久地点	1月1日から12月31日まで	0.220

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月16日

福井県知事 石田 嵩人

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務（以下「調達役務」という。）の名称および数量
恐竜博物館誘導灯非常灯LED更新業務 一式
- (2) 委託内容
入札説明書、契約書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 委託期間
令和8年8月6日から令和9年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立ておよび破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条の規定による電気工事士の資格と消防設備士甲種第4類（第1種火災報知システム専門技術者含む）を有し、消防設備の点検業務に従事している者を業務責任者として配置できる者であること。なお、

営業所等に常勤している者であること。

- (5) 令和3年度以降において、元請（共同企業体の場合は、当該共同企業体の代表者に限る。）として、国または地方公共団体の博物館・美術館が発注した消防設備保守点検業務の契約を履行した実績を有すること。
- (6) 平成28年度以降において、元請（共同企業体の場合は、当該共同企業体の代表者に限る。）として、同種の業務の契約を履行した実績を有すること。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。
- (7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願（入札説明書別紙様式2）を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

その他、電子入札については、「福井県物品等電子入札運用基準」、「福井県物品等電子入札運用要領」、「福井県物品調達等の電子入札に関する取扱いについて」による。

4 入札説明書等の交付等

- (1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問い合わせ先
〒911-8601
福井県勝山市村岡町寺尾51-11
福井県立恐竜博物館
電話 0779-88-0001

(2) 入札説明書等の交付は上記場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書別紙様式1）に、必要と認められる書類（入札説明書別添1参照）を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和8年6月16日（火）9時から令和8年7月14日（火）16時まで

(2) 申請書等の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとす。

(3) 紙入札者に係る申請書等の提出先および提出方法

ア 提出先

〒911-8601

福井県勝山市村岡町寺尾51-11

福井県立恐竜博物館

イ 提出方法

持参または郵送すること（郵送する場合は簡易書留郵便とし、提出期間必着とする）。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

5(2)または5(3)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和8年7月28日（火）8時30分から17時、令和8年7月29日（水）8時30分から16時まで

(3) 開札日時

令和8年7月30日（木）10時

(4) 開札場所

福井県勝山市村岡町寺尾51-11

福井県立恐竜博物館 2階会議室

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達役務の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は入札説明書等による。

(7) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 福井県の休日と定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問い合わせ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務事務第三グループ

電話 0776-20-0253

(8) 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出(福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する者に限る。)

福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、落札決定後すみやかに(当日中)、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレスあて提出すること。

<様式>

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro_d/fil/densi-keiyaku-kakuninsyo.docx

<提出先(e-mail)>

dinosaur-museum@pref.fukui.lg.jp

※電子契約サービスに関しては、以下のURLを参照のこと。

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro.html

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required
LED update for emergency exit and emergency lights for Fukui Prefectural Dinosaur Museum.
- (2) Date,time of Bidding
10:00,July 30,2026
- (3) Period of Contract
From August 6,2026 to March 31, 2027
- (4) Contact point for the notice
Fukui Prefectural Dinosaur Museum,51-11,Terao,Muroko,Katuyama-city,
Fukui Prefecture,911-8601,Japan
TEL 0779-88-0001

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項の規定に基づくクリーニング師の研修(以下「研修」という。)および同法第8条の3の規定に基づくクリーニング所の業務に従事するものに対する講習(以下「講習」という。)を指定したので、次のとおり公示する。

令和8年6月16日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 主催者の名称および住所
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋6丁目8番2号
- 2 研修の種類
(1) 第1型研修(会場集合型)

ア 受講の申込みの受付期間

令和8年9月30日(水)まで

イ 開催年月日および会場

令和8年10月18日(日)

福井県職員会館ビル

福井市松本3丁目16-10

ウ 研修の科目および時間数

- (1) 衛生法規および公衆衛生
- (2) 洗濯物の受取、保管および引渡し
- (3) 洗濯物の処理
- (4) 繊維および繊維製品
(各1時間 計4時間)

※レポート提出有り

※初回受講者、継続受講者とも受講時間数は同数

エ 受講料

5,000円

(2) 第1型研修(オンライン型)

ア 開催年月日

令和8年5月1日(金)から

令和9年3月31日(水)まで

イ 研修の科目および時間数

- (1) 衛生法規および公衆衛生
- (2) 洗濯物の受取、保管および引渡し
- (3) 洗濯物の処理
- (4) 繊維および繊維製品
(各1時間 計4時間)

※レポート提出有り

※初回受講者、継続受講者とも受講時間数は同数

ウ 受講料

5,000円

(3) 第2型研修(通信型)

ア 受講の申込みの受付期間

第1回 令和8年9月1日(火)から

令和8年9月30日(水)まで

第2回 令和8年10月1日(木)から

令和8年10月30日(金)まで

イ 研修の科目およびレポートの課題

- (1) 衛生法規および公衆衛生
- (2) 洗濯物の受取、保管および引渡し
- (3) 洗濯物の処理
- (4) 繊維および繊維製品

ウ 受講料

5,000円

3 講習の種類

(1) 第1型講習（オンライン型）

ア 開催年月日

令和8年5月1日（金）から

令和9年3月31日（水）まで

イ 講習の科目およびレポートの課題

- (1) 衛生法規および公衆衛生
- (2) 洗濯物の受取、保管および引渡し
- (3) 洗濯物の処理
- (4) 繊維および繊維製品

（各1時間 計4時間）

※レポート提出有り

※初回受講者、継続受講者とも受講時間数は同数

ウ 受講料

4,500円

(2) 第2型講習（通信型）

ア 受講の申込みの受付期間

令和8年9月1日（火）から

令和8年9月30日（水）まで

イ 講習の科目およびレポートの課題

- (1) 衛生法規および公衆衛生
- (2) 洗濯物の受取、保管および引渡し
- (3) 洗濯物の処理
- (4) 繊維および繊維製品

ウ 受講料

4,500円

4 研修等に関する問い合わせ先

会場集合型および通信型研修については、公益財団法人福井県生活衛生営業指導センター（福井市松本3丁目16-10 福井県職員会館ビル3階 電話 0776-25-2064）に行くこと。

オンライン型研修については、公益財団法人全国生活衛生営業指導センター（東京都

港区新橋6丁目8番2号 eラーニングサポートセンター 電話 03-6635-1607）に行くこと。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べる事ができる。

令和8年6月16日

福井県知事 石田 嵩人

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ゲンキー舟津店

あわら市舟津45字10番1 外9筆

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 1,881㎡

（変更後） 2,880㎡

(2) 駐車場の位置及び収容台数

（変更前）

駐車場① 64台

駐車場② 21台

合計 85台

（変更後）

駐車場① 51台

駐車場② 61台

合計 112台

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）

駐輪場① 11台

駐輪場② 33台

駐輪場③ 10台

合計 54台

（変更後）

駐輪場① 20台

駐輪場② 10台

合計 30台

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

<p>(変更前)</p> <p>荷さばき施設 50.0㎡</p> <p>合計 50.0㎡</p> <p>(変更後)</p> <p>荷さばき施設① 50.0㎡</p> <p>荷さばき施設② 24.0㎡</p> <p>合計 74.0㎡</p>	<p>4 変更する理由</p> <p>これまでゲンキーが営業していた建屋でダイソーが新たに営業を行い、ゲンキーが敷地内の新設建屋にて営業を行うことに伴い、店舗面積および各施設の変更、並びに運営方法を変更するため。</p>
<p>(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量</p> <p>(変更前)</p> <p>廃棄物保管施設 20.25㎡</p> <p>(変更後)</p> <p>廃棄物保管施設① 20.25㎡</p> <p>廃棄物保管施設② 4.80㎡</p> <p>合計 25.05㎡</p>	<p>5 届出のあった日</p> <p>令和8年5月28日</p> <p>6 届出の縦覧場所</p> <p>(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県産業労働部商業・市場開拓課</p> <p>(2) 福井県あわら市市姫3丁目1番1号 あわら市経済産業部商工労働課</p>
<p>(6) 営業時間</p> <p>(変更前)</p> <p>・ゲンキー舟津店</p> <p>午前9時から午後9時まで</p> <p>(変更後)</p> <p>・ゲンキー舟津店</p> <p>午前9時から午後9時まで</p> <p>・ダイソー舟津店</p> <p>午前9時から午後9時まで</p>	<p>7 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯</p> <p>縦覧期間</p> <p>公告の日から4月間</p> <p>縦覧できる時間帯</p> <p>午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く）</p> <p>8 意見書の提出先</p> <p>福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県産業労働部商業・市場開拓課</p>
<p>(7) 駐車場の出入口の数</p> <p>(変更前) 3箇所</p> <p>(変更後) 2箇所</p>	<p>細呂木北部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。</p> <p>令和8年6月16日</p> <p>福井県知事 石田 嵩人</p>
<p>(8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p> <p>(変更前)</p> <p>荷さばき施設</p> <p>午前6時から午後3時まで</p> <p>(変更後)</p> <p>荷さばき施設①</p> <p>午前6時から午後8時まで</p> <p>荷さばき施設②</p> <p>午前6時から午後8時まで</p> <p>3 変更する年月日</p> <p>令和9年1月29日</p>	<p>坪江劔岳土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。</p> <p>令和8年6月16日</p> <p>福井県知事 石田 嵩人</p> <p>役員名 氏 名 住 所</p> <p>監 事 川 嵯 豊 あわら市堀江十楽第27号7番地</p> <hr/> <p>役員名 氏 名 住 所</p> <p>理 事 志 田 善 夫 あわら市柵第17号9番地</p>

細呂木北部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年6月16日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏名 住所

監事 青山 善昭 あわら市番田第35号3番地1

坪江劔岳土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年6月16日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏名 住所

理事 志田 純一 あわら市栲第25号3番地

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第106号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年6月16日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

（その他の政治団体）

（国会議員関係政治団体以外の政治団体）

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和8年2月2日	あだちみき後援会	足立 美希	中村 俊彦	三方郡美浜町新庄68-20-2
令和8年3月12日	清水明菜を育てる会	堂下 裕昭	小角 譲	南条郡南越前町赤萩29-38
令和8年4月27日	高倉友愛後援会	中本 凜	砂谷 卓弥	坂井市坂井町宮領29-12-2
令和8年4月30日	松島まさとも母の会（父の会）	松島 正知	松島 順子	越前市松森町17-1-1-405

令和8年 4月30日	岩坂昭宏後援会	宇野 喜一	見延 将一	越前市粟田部町中央2-302
令和8年 5月1日	大谷たかまさ後援会	大谷 隆将	大谷 あけみ	福井市西開発1-1910
令和8年 5月7日	岸本かおる後援会	岩瀬 達夫	岸本 真由美	越前市家久町601
令和8年 5月7日	日本商工連盟武生地区	上木 雅晴	藤原 義浩	越前市塚町101
令和8年 5月15日	三崎俊幸後援会	橋本 匡弘	山崎 侑	越前市元町5-10
令和8年 5月19日	明石和典後援会	明石 和典	明石 敬子	大野市中津川26-16-3

福井県選挙管理委員会告示第107号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年6月16日

福井県選挙管理委員会
委員長 吉川 奈奈

異動 年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和7年 2月16日	山田和雄後援会	金元 幸枝	代表者	金元 幸枝	西村 明宏
令和8年 2月20日	石山志保後援会	辻 星子	代表者	辻 星子	下河 育太
令和8年 3月1日	かとう吉則後援会	伊藤 敬一	主たる事務所 の所在地	越前市大手町4-3	越前市宮谷町61-39
			代表者	伊藤 敬一	玉村 正夫
令和8年 3月1日	たきなみ宏文鷹巣 地区後援会	坂元 秀基	主たる事務所 の所在地	福井市蓑町9-69	福井市糸崎町12-5-2
			代表者	坂元 秀基	水間 俊一

			会計責任者	堀 豊明	水間 俊一
令和8年 4月1日	自由民主党勝山市 支部	田中 三津彦	主たる事務 所の所在地	勝山市旭毛屋町10 6-111	勝山市郡町2-3- 28
令和8年 4月1日	自由民主党福井県 小浜市三方郡三方 上中郡第四支部	松崎 雄城	主たる事務 所の所在地	小浜市大手町3-8	小浜市小浜白鬚47 -5
令和8年 4月1日	福井県木材産業政 治連盟	清川 主税	会計責任者	清川 主税	岩佐 礼三
令和8年 4月1日	まっざき晃治後援 会	中島 福則	主たる事務 所の所在地	小浜市大手町3-8	小浜市小浜白鬚47 -5
令和8年 4月20日	福井県土地改良政 治連盟	小堀 友廣	名称	福井県土地改良政治 連盟	福井県農業振興政治 連盟
令和8年 4月23日	福測協同志会	奥居 淳	代表者	奥居 淳	中西 誠一郎
			会計責任者	中島 正夫	奥居 淳
令和8年 4月25日	自由民主党福井県 支部連合会	稲田 朋美	代表者	稲田 朋美	山崎 正昭
令和8年 5月1日	参政党福井県支部 連合会	中村 裕太	代表者	中村 裕太	橋本 達也

福井県選挙管理委員会告示第108号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年6月16日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和7年12月28日	今井富雄後援会	三宅 秀男
令和7年12月30日	山田政和后援会	山田 政和
令和8年2月28日	衆議院議員高木つよし名田庄後援会	中塚 寛
令和8年4月22日	といた進後援会	山田 勝則

福井県選挙管理委員会告示第109号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年6月16日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

指 定 年月日	資金管理団体 の届出をした者 (代表者) の氏名	届出をした者に 係る公職の種類	資 金 管 理 団 体 の 名 称	主たる事務所の所在地
令和8年 4月29日	松島 正知	越前市議会議員	松島まさとも母の 会（父の会）	越前市松森町17-1-1-4 05
令和8年 5月1日	大谷 隆将	福井市議会議員	大谷たかまさ後援 会	福井市西開発1-1910

福井県選挙管理委員会告示第110号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の福井県各選挙区における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和8年6月16日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和8年2月8日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福井県第1区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

24,537,600 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	稲田 朋美	候補者届出政党	自由民主党	期間	令和8年1月23日 から	第1回分
出納責任者氏名	椿原 直子				令和8年2月20日	まで

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	1,053,540 円	
自由民主党福井県 第一選挙区支部	政党支部	9,060,500 円	家屋費	1,063,174	
旅館ホテル政経懇 話会	政治団体	100,000	選挙事務所費	100,100	
			集会会場費	963,074	
			通信費	1,648,150	
			交通費	152,504	
			印刷費	2,102,500	
			広告費	1,862,288	
			文具費	1,584	
			食料費	104,064	
			宿泊費	0	
			雑費	66,648	
その他の寄附		0			
その他の収入		0			
今回計		9,160,500	今回計	8,054,452	
前回計		0	前回計	0	
総計		9,160,500	総計	8,054,452	

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	301,700 円
	ビラの作成	532,000 円
	ポスターの作成	1,268,800 円
	選挙事務所の立札および看板の類の作成	184,137 円
	選挙運動用自動車等の立札および看板の類の作成	232,456 円
	個人演説会の立札および看板の類の作成	222,015 円
	計	2,741,108 円

報告書受理年月日	令和8年2月23日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和8年2月8日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福井県第1区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

24,537,600 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	稲田 朋美	候補者届出政党	自由民主党	期間	令和8年3月12日 から	第2回分
出納責任者氏名	椿原 直子				令和8年3月12日	まで

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	0 円	
			家屋費	1,216,501	
			選挙事務所費	876,194	
			集会会場費	340,307	
			通信費	60,060	
			交通費	0	
			印刷費	0	
			広告費	220,000	
			文具費	0	
			食料費	459,000	
			宿泊費	0	
			雑費	0	
その他の寄附		0			
その他の収入		0			
今回計		0	今回計	1,955,561	
前回計		9,160,500	前回計	8,054,452	
総計		9,160,500	総計	10,010,013	

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	301,700 円
	ビラの作成	532,000 円
	ポスターの作成	1,268,800 円
	選挙事務所の立札および看板の類の作成	184,137 円
	選挙運動用自動車等の立札および看板の類の作成	232,456 円
	個人演説会の立札および看板の類の作成	222,015 円
	計	2,741,108 円

報告書受理年月日	令和8年3月16日	第2回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和8年2月8日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福井県第1区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

24,537,600 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	稲田 朋美	候補者届出政党	自由民主党	期間	令和8年3月25日 から 令和8年3月25日 まで	第3回分
出納責任者氏名	椿原 直子					

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人件費		0 円
		0 円	家屋費		605,440
			選挙事務所費		0
			集会会場費		605,440
			通信費		0
			交通費		484,733
			印刷費		0
			広告費		469,700
			文具費		11,702
			食料費		64,637
			休泊費		0
			雑 費		121,786
その他の寄附		0			
その他の収入		0			
今回計		0	今回計		1,757,998
前回計		9,160,500	前回計		10,010,013
総 計		9,160,500	総 計		11,768,011

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	301,700 円
	ビラの作成	532,000 円
	ポスターの作成	1,268,800 円
	選挙事務所の立札および看板の類の作成	184,137 円
	選挙運動用自動車等の立札および看板の類の作成	232,456 円
	個人演説会の立札および看板の類の作成	222,015 円
	計	2,741,108 円

報告書受理年月日	令和8年3月31日	第3回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和8年2月8日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福井県第1区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

24,537,600 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	波多野 翼	候補者届出政党	中道改革連合	期間	令和8年1月20日 から 令和8年2月19日 まで	第1回分
出納責任者氏名	若杉 美波					

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人件費		1,029,726 円
立憲民主党福井県 第1区総支部	政 党 支 部	2,900,000 円	家屋費		266,300
			選挙事務所費		120,000
			集会会場費		146,300
			通信費		1,369,676
			交通費		11,274
			印刷費		2,101,540
			広告費		3,188,408
			文具費		0
			食料費		190,920
			休泊費		0
			雑 費		2,090
その他の寄附		0			
その他の収入		8,000,000			
今回計		10,900,000	今回計		8,159,934
前回計		0	前回計		0
総 計		10,900,000	総 計		8,159,934

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	301,700 円
	ビラの作成	531,300 円
	ポスターの作成	1,268,540 円
	選挙事務所の立札および看板の類の作成	184,137 円
	選挙運動用自動車等の立札および看板の類の作成	232,456 円
	個人演説会の立札および看板の類の作成	222,015 円
	計	2,740,148 円

報告書受理年月日	令和8年2月20日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和8年2月8日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福井県第1区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

24,537,600 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	藤本 一希	候補者届出政党	参政党	期間	令和8年1月23日 から	第1回分
出納責任者氏名	富田 純子				令和8年2月7日	まで

収入

支出

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	家屋費	選挙事務所費	集会会場費	通信費	交通費	印刷費	広告費	文具費	食料費	宿泊費	雑費
参政党福井支部 連合会	政治団体	882,338 円	0 円	248,606	160,000	88,606	13,730	0	761,200	1,176,160	34,372	41,350	0	0
その他の寄附		0												
その他の収入		0												
今回計		882,338	今回計	2,275,418										
前回計		0	前回計	0										
総計		882,338	総計	2,275,418										

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	281,050 円
	ビラの作成	231,000 円
	ポスターの作成	249,150 円
	選挙事務所の立札および看板の類の作成	180,000 円
	選挙運動用自動車等の立札および看板の類の作成	231,880 円
	個人演説会の立札および看板の類の作成	220,000 円
	計	1,393,080 円

報告書受理年月日	令和8年2月19日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和8年2月8日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福井県第1区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

24,537,600 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	藤本 一希	候補者届出政党	参政党	期間	令和8年3月19日 から	第2回分
出納責任者氏名	富田 純子				令和8年3月19日	まで

収入

支出

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	家屋費	選挙事務所費	集会会場費	通信費	交通費	印刷費	広告費	文具費	食料費	宿泊費	雑費
参政党福井第1 支部	政治団体	13,168 円	0 円	0	0	0	13,168	0	0	0	0	0	0	0
その他の寄附		0												
その他の収入		0												
今回計		13,168	今回計	13,168										
前回計		882,338	前回計	2,275,418										
総計		895,506	総計	2,288,586										

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	281,050 円
	ビラの作成	231,000 円
	ポスターの作成	249,150 円
	選挙事務所の立札および看板の類の作成	180,000 円
	選挙運動用自動車等の立札および看板の類の作成	231,880 円
	個人演説会の立札および看板の類の作成	220,000 円
	計	1,393,080 円

報告書受理年月日	令和8年3月24日	第2回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和8年2月8日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福井県第1区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

24,537,600 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	山中 俊祐	候補者届出政党	国民民主党	期間	令和8年1月22日 から 令和8年2月11日 まで	第1回分
出納責任者氏名	玉川 喜一郎					

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)			
国民民主党	政 党	3,000,000 円	人件費	670,000 円	
国民民主党福井県	政 党	1,000,000	家屋費	622,096	
総支部連合会			選挙事務所費	622,096	
			集会会場費	0	
			通信費	480	
			交通費	98,430	
			印刷費	1,435,500	
			広告費	1,118,795	
			文具費	440	
			食料費	594,044	
			休泊費	0	
			雑 費	136,844	
その他の寄附		10,000			
その他の収入		0			
今回計		4,010,000	今回計	4,676,629	
前回計		0	前回計	0	
総 計		4,010,000	総 計	4,676,629	

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	269,500 円
	ビラの作成	462,000 円
	ポスターの作成	704,000 円
	選挙事務所の立札および看板の類の作成	180,000 円
	選挙運動用自動車等の立札および看板の類の作成	220,000 円
	個人演説会の立札および看板の類の作成	118,800 円
	計	1,954,300 円

報告書受理年月日	令和8年2月20日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和8年2月8日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福井県第1区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

24,537,600 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	山中 俊祐	候補者届出政党	国民民主党	期間	令和8年2月27日 から 令和8年3月5日 まで	第2回分
出納責任者氏名	玉川 喜一郎					

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)			
		0 円	人件費	329,941 円	
			家屋費	204,490	
			選挙事務所費	0	
			集会会場費	204,490	
			通信費	0	
			交通費	0	
			印刷費	0	
			広告費	419,100	
			文具費	0	
			食料費	0	
			休泊費	0	
			雑 費	0	
その他の寄附		0			
その他の収入		0			
今回計		0	今回計	953,531	
前回計		4,010,000	前回計	4,676,629	
総 計		4,010,000	総 計	5,630,160	

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	269,500 円
	ビラの作成	462,000 円
	ポスターの作成	704,000 円
	選挙事務所の立札および看板の類の作成	180,000 円
	選挙運動用自動車等の立札および看板の類の作成	220,000 円
	個人演説会の立札および看板の類の作成	118,800 円
	計	1,954,300 円

報告書受理年月日	令和8年3月5日	第2回報告分
----------	----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和8年2月8日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福井県第1区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

24,537,600 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	山中 俊祐	候補者届出政党	国民民主党	期間	令和8年3月26日 から	第3回分
出納責任者氏名	玉川 喜一郎				令和8年3月26日	まで

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費		0 円
		0 円	家屋費		0
			選挙事務所費		0
			集会会場費		0
			通信費		0
			交通費		0
			印刷費		0
			広告費		0
			文具費		0
			食料費		0
			休泊費		0
			雑費		30,963
その他の寄附		0			
その他の収入		0			
今回計		0	今回計		30,963
前回計		4,010,000	前回計		5,630,160
総計		4,010,000	総計		5,661,123

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	269,500 円
	ビラの作成	462,000 円
	ポスターの作成	704,000 円
	選挙事務所の立札および看板の類の作成	180,000 円
	選挙運動用自動車等の立札および看板の類の作成	220,000 円
	個人演説会の立札および看板の類の作成	118,800 円
	計	1,954,300 円

報告書受理年月日	令和8年3月26日	第3回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和8年2月8日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福井県第2区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

22,887,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	齋木 武志	候補者届出政党		期間	令和8年1月14日 から	第1回分
出納責任者氏名	齋木 志門				令和8年4月3日	まで

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費		1,188,406 円
		0 円	家屋費		55,640
			選挙事務所費		55,640
			集会会場費		0
			通信費		0
			交通費		93,797
			印刷費		2,100,652
			広告費		592,900
			文具費		5,572
			食料費		52,683
			休泊費		217,800
			雑費		271,072
その他の寄附		0			
その他の収入		4,569,552			
今回計		4,569,552	今回計		4,578,522
前回計		0	前回計		0
総計		4,569,552	総計		4,578,522

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	301,700 円
	ビラの作成	532,000 円
	ポスターの作成	1,266,952 円
	選挙事務所の立札および看板の類の作成	113,226 円
	選挙運動用自動車等の立札および看板の類の作成	214,404 円
	個人演説会の立札および看板の類の作成	0 円
	計	2,428,282 円

報告書受理年月日	令和8年2月23日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和8年2月8日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福井県第2区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

22,887,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	辻 英之	候補者届出政党	中道改革連合	期間	令和8年1月13日 から 令和8年2月19日 まで	第1回分
出納責任者氏名	澤崎 皓子					

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)			
立憲民主党福井県第2区総支部	政党支部	12,000,000 円	人件費	781,400 円	
村松 廣	会社員	50,000	家屋費	1,888,514	
日本司法書士政治連盟福井県会	政治団体	30,000	選挙事務所費	1,412,104	
宇野 晃成	会社員	50,000	集会会場費	476,410	
			通信費	219,960	
			交通費	345,852	
			印刷費	1,488,300	
			広告費	1,997,602	
			文具費	79,537	
			食料費	413,725	
			休泊費	262,100	
			雑費	266,411	
その他の寄附	4件	35,000			
その他の収入		3,000,000			
今回計		15,165,000	今回計	7,743,401	
前回計		0	前回計	0	
総計		15,165,000	総計	7,743,401	

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	269,500 円
	ビラの作成	492,800 円
	ポスターの作成	726,000 円
	選挙事務所の立札および看板の類の作成	184,137 円
	選挙運動用自動車等の立札および看板の類の作成	232,400 円
	個人演説会の立札および看板の類の作成	0 円
	計	1,904,837 円

報告書受理年月日	令和8年2月20日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和8年2月8日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福井県第2区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

22,887,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	辻 英之	候補者届出政党	中道改革連合	期間	令和8年2月25日 から 令和8年3月2日 まで	第2回分
出納責任者氏名	澤崎 皓子					

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)			
		0 円	人件費	0 円	
			家屋費	76,080	
			選挙事務所費	14,080	
			集会会場費	62,000	
			通信費	0	
			交通費	0	
			印刷費	0	
			広告費	0	
			文具費	0	
			食料費	0	
			休泊費	0	
			雑費	0	
その他の寄附		0			
その他の収入		0			
今回計		0	今回計	76,080	
前回計		15,165,000	前回計	7,743,401	
総計		15,165,000	総計	7,819,481	

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	269,500 円
	ビラの作成	492,800 円
	ポスターの作成	726,000 円
	選挙事務所の立札および看板の類の作成	184,137 円
	選挙運動用自動車等の立札および看板の類の作成	232,400 円
	個人演説会の立札および看板の類の作成	0 円
	計	1,904,837 円

報告書受理年月日	令和8年3月4日	第2回報告分
----------	----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和8年2月8日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福井県第2区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

22,887,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	辻 英之	候補者届出政党	中道改革連合	期間	令和8年3月16日 から	第3回分
出納責任者氏名	澤崎 皓子				令和8年3月16日 まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人件費	0 円
		0 円	家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	26,521
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食料費	0
			休泊費	0
			雑 費	9,888
その他の寄附		0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	36,409
前回計		15,165,000	前回計	7,819,481
総 計		15,165,000	総 計	7,855,890

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	269,500 円
	ビラの作成	492,800 円
	ポスターの作成	726,000 円
	選挙事務所立札および看板の類の作成	184,137 円
	選挙運動用自動車等の立札および看板の類の作成	232,400 円
	個人演説会の立札および看板の類の作成	0 円
	計	1,904,837 円

報告書受理年月日	令和8年3月17日	第3回報告分
----------	-----------	--------